

平成28年第12回芦北町農業委員会総会議事録

- ・開催日時 平成28年12月12日（月）午後 3時30分
- ・閉会日時 平成28年12月12日（月）午後 4時45分
- ・開催場所 芦北町役場本庁舎 3階大会議室
- ・出席委員 23名

1 番 宮島 正文	2 番 浦川 敬次	3 番 竹本 幸哉
4 番 田口 宗一	5 番 白畑 義美	6 番 徳永 修一
7 番 下山 國男	8 番 一谷 代継	9 番 宮原千代子
10 番 才守 久	11 番 平井 正宏	12 番 阪口 修一
13 番 立水 庄一	14 番 小崎 良一	15 番 草野 義雄
17 番 塚本 壽	19 番 坂口恵美子	20 番 村上 久廣
21 番 田口 昭広	22 番 牧 正徳	23 番 岡本 辰男
24 番 井川 輝征	25 番 片山 幸弘	

- ・欠席委員 2名
16 番 蓑田 正志 18 番 松原 茂喜
- ・農業委員会事務局職員 出席者
事務局長 告畑 一彦
事務局次長 川田 康幸 参事 白菊 大志

・議事

議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請書審議について
議案第47号 農用地利用集積計画の審議について
議案第48号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について（非農地判断審議）
報告第28号 農地法施行規則第53条の規定による届出について
報告第29号 農地使用貸借権の合意解約の届出について

発言者	要 旨
告畑局長	皆さん、こんにちは。お忙しい中に御出席いただきありがとうございます。 それでは、「農業委員会等に関する法律」第27条第3項に規定してある過半数の出席委員を確認しましたので、只今から平成28年第12回芦北町農業委員会総会を開会いたします。 会議進行につきましては、会議規則第5条の規定により片山会長にお願いします。
片山会長	－会長挨拶省略－ それでは、早速、議案審議に入ります。 本日の、議事録署名委員は14番：「小崎良一」委員、15番：「草野義雄」委員にお願いします。 なお、16番「蓑田正志」委員、18番「松原茂喜」委員から欠席の報告があがっておりますのでお知らせします。 それでは議事に入ります。 議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請書審議」について、農地法第3条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 －議案説明－ 以上です。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を地元委員さんをお願いしておりますので、補足説明がございましたらお願いします。 1番の案件を「14番の小崎委員」に説明をお願いします。
小崎委員	事務局の説明どおりですが、譲受人は認定農業者として頑張っております。何ら問題ないと思いますのでよろしくお願いします。
片山会長	2番の案件を「5番の白畑委員」が欠席ですので、事務局長に説明をお願いします。
告畑局長	譲渡人から息子に高齢ということで贈与されます。耕作もきちんとされております。何ら問題ないと思っております。以上です。
片山会長	3番の案件を「12番の阪口委員」に説明をお願いします。

阪口委員	事務局の説明どおりでございます。数年前から譲受人が栽培しており何ら問題ないと思います。関係ですが、譲渡し人の孫の旦那さんになります。よろしくお願いします。
片山会長	地元委員からの説明が終わりました。 議案第４６号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ それでは採決を行ないます。 所有権移転の部１番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、所有権移転の部１番については、原案のとおり決定しました。 ２番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、２番については、原案のとおり決定しました。 ３番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、３番については、原案のとおり決定しました。 次に議案第４７号「農地利用集積計画の審議について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
川田次長	議案第４７号「農地利用集積計画の審議」について、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、農用地利用集積計画が芦北町長から下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 －議案説明－ 以上です。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 議案第４７号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ それでは採決を行ないます。 議案第４７号「賃貸借権設定の部」１番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、１番については、原案のとおり決定しました。

	2 番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。 3 番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、3 番については、原案のとおり決定しました。 4 番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、4 番については、原案のとおり決定しました。 5 番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、5 番については、原案のとおり決定しました。 6 番につきまして、ご異議ありませんか。 2 1 番、田口委員
田口昭委員	6 番の賃借料が反の 9 kg というのはどういう意味がご説明できますか。
片山会長	これは本人同士の取り決めですのでおそらく間違いないと思います。よろしいですか。
田口昭委員	はい。
片山会長	他に 6 番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、6 番については、原案のとおり決定しました。 「使用貸借権設定の部」1 番につきまして、ご異議ありませんか。 6 番、徳永委員。
徳永委員	今の田口委員の同様な案件ですが、使用貸借権の 1 番の件ですが、利用料は決めてないのでしょうか。
川田次長	無償です。
片山会長	よろしいですか。
徳永委員	はい。
片山会長	他に「使用貸借権設定の部」1 番につきまして、ご異議ありませんか。

	－「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 次に議案第 4 8 号「農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	議案第 4 8 号「農地法第 2 条第 1 項の規定による農地」に該当するか否かの判断について、本会の議決を求めるものです。 －別紙資料により説明－
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を地元委員さんをお願いしておりますので、補足説明がございましたらお願いします。 1 番の案件を「1 番の宮島委員」に説明をお願いします。
宮島委員	今の説明のとおりです。上からも山林が迫っており、これを解消というのは難しいと思います。よろしくお願いします。
片山会長	地元委員からの説明が終わりました。 議案第 4 8 号につきまして、ご質疑ありませんか。 3 番、竹本委員。
竹本委員	非農地判断をするときは、本人からの申し出で現地確認をして非農地に該当するかどうかまとめて判断していたと思うのですが、今回の議案が 1 件だけ出てきた理由を教えてくださいと思います。
川田次長	竹本委員の言われたとおりまとめてしていましたが、今回、山林転用の相談を受けました。出てきた案件は随時対応していきたいという考えを事務局としては持っております。
竹本委員	今後の取扱いは、本人から希望が出た場合はその都度議案としてあげることですね。私も何件か今まで非農地にならないか相談を受けていたのですが、もう少し待ってくれと答えをしていました。
川田次長	事務局としてはこういう方針ですけれども、委員さん方がどういう考えを持っているかお聞きしたいと思います。時間の許す限りですが、あまり多いと対応できない場合があると思いますが、随時対応していきたいと思いますが、どうでしょうか。
片山会長	竹本委員から先程非農地の件でありましたが、耕作者の高齢化や跡継ぎなどで畑が荒れてそのままの状態になっております。そういったことを委員の皆様のご協力を得ながら再調査する必要があるのかなと、事務局長と話をしたときに、税金だけはかかって農作物は取れないといった、割に合わない問題も出てきておりますので、地域の状況を見ながら次の機会にでもご意見を聞

	かせていただければと思います。
告畑局長	これまで非農地判断はある程度固まったところを中心にしていました。今回のようにぽつんとあると、どうしてもこういったところが最後まで取り残される形になります。こういったところがあれば早めに非農地判断をした方が本人さんも助かるし、私たちも手が回らない状況になると思います。できればこういった方法でやらせてもらえればと思います。
片山会長	17番、塚本委員。
塚本委員	客観的に見て、将来的にも家族構成などから放置されるのだなと予測できるところで、この状態になる前に地主さんと相談をして、非農地にして、木を植えるなり次の対策を早めにとっていたほうが、これだったらもうこのままどうにもできないのですよね。問題のないところは早く察知して対処した方がいいと私は思います。
片山会長	はい、わかりました。なかなか他人の土地をああしなさいとか言うことはできませんけれども、指導としてはできるのかなと、作物を作るのはなかなか難しいところがあると思います。そのあたりはみなさんの知恵をお借りしてさせていただきたいと思います。 6番、徳永委員。
徳永委員	事務局案、塚本委員案、私もそれでいいと思います。その都度都度議案が上がって審議するわけですが、これについてもその都度都度解決した方がいいと思います。
片山会長	他に議案第48号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ それでは採決を行ないます。 議案第48号「農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について」ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。 次に報告第28号「農地法施行規則第53条の規定の届出について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	報告第28号「農地法施行規則第53条第1項の規定による届出」が下記のとおり提出されたので報告するものです。 －報告説明－ 以上です。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。

	現地確認を地元委員さんをお願いしておりますので、補足説明がございましたらお願いします。 1 番の案件を「1 6 番の蓑田委員」が欠席ですので、事務局長に説明をお願いします。
告畑局長	蓑田委員に代わりまして説明します。現地は内木場の集落の入り口付近になります。集落に電波が届きやすい所に設定してあるかと思います。周りの畑には全く影響はない場所となっています。何ら問題ないかと思います。よろしくお願いします。
片山会長	説明が終わりましたが、報告第 2 8 号につきまして、ご質疑ありませんか。 1 3 番、立水委員。
立水委員	この件についてではありませんが、関連したことです。3 日前に私の担当地区で、無線基地局を建てる現場がありました。今から無線基地局を建てる時はお知らせしますからということはこの前説明があったと思いますが、私の方にはなかったものですから、そこのところをお尋ねします。
川田次長	無線基地局に関して、事務の流れを説明します。県に建ててもいいか届出をします。県の方から町に意見を求めるのですが、その時に農業委員さんに連絡しますが繋がらないときもあり、業者も早く建てたいので事務局で確認しております。許可不要届が出たら転用の現地確認と一緒に現地確認を施用かなと思っていますけれども、実際立川の許可不要はまだ出ていません。意見をくださいということで事務局は見に行っております。意見書を出す前に農業委員と現地を見るのかその辺ですよね。意見を出す前に現地を見たら許可不要転用届が出てきた後の現地確認はいらないのかなという気はしますが、どちらもいいですか。
片山会長	立水委員、現在はどういう状況ですか。
立水委員	作業員 3 人で、もう柱が建っていました。責任者の方に聞いてみました。転用届はしてありますという返事でした。その責任者の態度が農地を農地として思っていない、今までそういう仕事をしてないからかもしれませんが、農地ということを意識してない感じを受けました。農業委員が軽視されているという感じを受けました。ですからこういう質問をしたわけです。
片山会長	今からきちんと連絡するようにします。申し訳ございませんでした。
川田次長	それでは、事務の流れとして意見を求められたら農業委員さんに文書を出します。その時間帯と一緒に現場に行くということでよろしいでしょうか。電話連絡とかではなく。
片山会長	事務局の不行き届きで、次回からきちんと連絡をいたします。失礼いたし

	ました。この件につきまして他に御質疑ありませんか。１７番、塚本委員。
塚本委員	携帯電話の無線基地局ですが、家を建てるのと同じですね。
川田次長	違います。
塚本委員	今までは、山に登ったところにありました。最近は農地のど真ん中に起ているということですがけれども、なぜそうしないといけないのかを理解が進んでいません。色々とトラブルは出てきます。端でいいのではないか、電波は飛んでいくのだからと。農業用地なので基地局はない方が将来的にもいいと思っていますが、いかがですか。
川田次長	ここ最近報告で上がっているとおり、無線基地局がどんどん建っている状況です。国の指導によるものです。なぜこんなにいっぱい建つのか、農地に建つのか尋ねました。宅地は借りられないとか、山はコストがかかりすぎるなどいろいろあるようです。国からの指導で、地震があったからとは思いますが、電波の届かないところが多いので建てなさいという方針だそうです。もう一点ですが、無線基地局の転用に関しては、許可不要転用届ということで許可がいらぬ転用になります。農業委員さんがここはダメと言われてもそれは関係ありません。届出になります。法律上意見は言えますが、許可するしないの問題ではなく届出になります。業者にはこの前来られた時に塚本委員からもあったので、なるべく農地以外、優良な農地は避けてくれということはお伝えいたしました。後は地権者との合意もあると思います。その辺は農業委員会として意見を言う位の立場でしかないということをお願いいたします。
片山会長	塚本委員、よろしいですか。
塚本委員	はい、わかりました。私もダメとは言っていない。そこに建てないと電波の都合上ダメだった仕方ないけれども、少々の範囲で動かしても差し障りがなければ、農地から外して建ててもらえないかと再三言っているわけですから。
片山会長	分かりました。塚本委員の意見も尊重させていただきます。告畑局長から補足を致します。
告畑局長	先程立水委員から現場の話がありましたけれども、現場は作業員で請け負っている会社ですから、建てる事だけを請け負っているのです、詳しい内容については全く知らないのです、何かありましたら農業委員会に行ってもらえば、農業委員会から会社の方に言う位が精いっぱいかなと思います。
片山会長	報告第２８号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－

	質疑なしということですので、報告第 28 号については、これで終わります。 次に報告第 29 号「農地使用貸借権の合意解約の届出について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	報告第 29 号「農地使用貸借権の合意解約の届出」が下記のとおり提出されたので報告するものです。 －報告説明－ 以上です。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 報告第 29 号につきまして、ご質疑ありませんか。 20 番、村上委員。
村上委員	3 条の、1，2，3 番は生前一括贈与をされるということですね。税金がかからないから。
川田次長	今生前一括贈与をしても大変なので、相続時精算課税を使うということです。詳しくは税務署に聞いた方がいいですが、20 歳以上 40 歳未満の方に贈与をします。亡くなられたときに相続するという普通のことなのですが、相続時精算課税ということで税金がかからない方法を活用されるということです。
村上委員	はい、わかりました。
片山会長	報告第 29 号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ 質疑なしということですので、報告第 29 号については、これで終わります。 これで、本日の議案・報告について審議は終わります。 引き続き、その他の連絡事項に入ります。 (1) 農業委員及び農地利用最適化推進委員の新制度移行について